

全面的国選付添人制度の実現を求める決議

- 1 成人の刑事裁判では、約 99% の被告人に弁護士が選任されているのに対し、少年審判を受ける少年に弁護士付添人が選任される例は少ない。弁護士付添人の選任率は、少年鑑別所に収容され審判を受ける少年の 50% 弱、審判を受ける少年全体では約 11% に過ぎない。このように、少年に対する法的援助は極めて不十分な状況にある。

このような状況が生じている大きな原因は、少年審判における国選付添人制度の範囲が限定されていることにある。現在の制度は、原則として、国選付添人を選任するか否かは裁判所の裁量に委ねられており、対象事件は、主に殺人や強盗などの重大事件に限定されている。そのため、多くの事件で少年に国選付添人が選任されない事態が生じている。

さらに、2009（平成21）年5月21日からは、被疑者段階の国選弁護制度の対象が窃盗や傷害などの事件にまで拡大されたが、これにより、少年の場合には、「捜査の段階では国選弁護人が選任されたにもかかわらず、家庭裁判所の審判になると国選付添人が選任されない」という事態が生じうる状況となっている。

- 2 少年は、成人に比して心身共に未成熟であり、他者に迎合し影響されやすく、また、自分の意思や考えを表現する能力も乏しい。また、多くの少年は、経済的に保護者に依存しており、自分自身の力だけでは、現在置かれた環境を容易に変えることができない。それゆえ、非行をおかした少年に対する法的援助が必要不可欠であり、弁護士は、少年審判手続において、「付添人」として、えん罪を防止し、適正手続を図るだけでなく、精神的に未熟な少年の意思を少年に代わって家庭裁判所に伝え、さらには、家族・職場・学校関係などを調整して帰住先を確保・調整するなど少年の更生に向けた活動を行っている。
- 3 日弁連は、少年に対する法的援助を保障する観点から、時限的な措置として、全会員が負担する特別会費に基づく特別基金を会内に設置し、国選付添人制度の対象とならない事件の少年・保護者に対しても弁護士費用を援助する制度（「少年保護事件付添援助制度」）を設けている。

当会も、この制度を積極的に利用するため、2000（平成12）年10月には、少年鑑別所へ収容された少年に対する当番弁護士制度を横浜家庭裁判所本庁で開始し、2006（平成18）年8月には、この制度を全県下に拡大した。また、横浜家庭裁判所との協議により、家庭裁判所が弁護士付添人の選任を必要と

考える少年に対し、付添援助制度を利用して弁護士付添人の選任を求めることができる制度（付添援助申出制度）を整備し、現行制度上国選付添人を選任できない場合などに、積極的に運用してきた。その結果、その利用件数は、上記制度の運用を開始した２０００（平成１２）年度には３４件であったが、２０１０（平成２２）年度には８４件（１月末日現在）と２倍以上の件数となっている。

４ しかしながら、心身ともに未成熟であり、表現能力に乏しい少年に対し、適正手続を保障し、更生の支援をするという法的援助を与えることは、本来、国の責務である。国による少年への法的援助の保障が、成人に対するよりも不十分である現状は、一刻も早く改善されなければならない。とりわけ、少年鑑別所で身体を拘束された少年については、事件の軽重を問わず、少年院送致などの重大な処分を受ける可能性が高いことから、国選付添人による法的援助を早急に整えなくてはならない。これは国際準則上の要請でもあり、子どもの権利条約第３７条(d)は「自由を奪われたすべての子どもは、弁護士その他適当な援助を行う者と速やかに接触する権利を有する」と定め、少年司法運営に関する国連最低基準規則（北京ルールズ７条）も同趣旨の規定を定め、弁護士による法的援助の必要性を規定している。加えて、子どもの権利条約締約国の条約実施状況を審査する国連子どもの権利委員会は、日本の第３回政府報告書審査に基づく総括所見（２０１０年６月）において、「すべての子どもが手続のあらゆる段階で法的及びその他の支援を受けることを確保すること」を明確に勧告しているのである（８５（d）項）。

５ 当会は、２００９（平成２１）年１２月、「全面的国選付添人制度の実現を求める会長声明」を発表したが、現在のところ、法改正に向けた具体的な動きは見られない。

そこで、当会は、改めて、内閣及び国会に対し、国選付添人制度の対象事件を、少なくとも少年鑑別所に収容された少年の事件全件にまで拡大するよう少年法を改正することを求める。また、会を挙げて、その実現に向けた運動に取り組むとともに、実現に備えた態勢づくりを進めることを決意するものである。

以上の通り決議する。

２０１１（平成２３）年２月２４日

横浜弁護士会 臨時総会

提 案 理 由

1 決議（案）第2項記載のとおり、非行をおかした少年に対する審判手続において、少年の立場に立って適正手続確保と少年の更生を支える活動を行うことのできる付添人の援助は必要不可欠であるといえるが、現状では、弁護士付添人の選任率は、成人の刑事被告事件の弁護人選任率と比較して極めて低い。

2 このような状況が生じている大きな原因は、少年審判における国選付添人対象事件の範囲が極めて限定されていることにある。現行法において、まず、国選付添人を付することが必要とされているのは、検察官の審判関与、被害者等による少年審判傍聴がなされる場合（私選付添人がいない場合）に限定されている（少年法22条の3第1項、同法22条の5第2項）。また、家庭裁判所が裁量により国選付添人を付することができる事件も、観護措置がとられた事件のうち、たとえば殺人、強盗、強姦、危険運転致死などの重大事件に限られている（同法22条の3第2項）。その結果、観護措置をとられた少年のうち、国選付添人が選任された率は4.9%に過ぎないのである。

3 ところで、少年事件は、捜査から終局処分である審判に至るまでの一連の手続について一貫した法的援助が保障されていないという点でも大きな問題がある。

成人の刑事事件においては、起訴前にした弁護人の選任は第1審においてもその効力を有すると定められており（刑事訴訟法32条1項）、したがって、被疑者国選弁護人は、被疑者が釈放されない限り（同法38条の2）、当然に被告人国選弁護人として活動することになる。しかしながら、少年の手続については、このような規定がないことから、制度上、被疑事件の弁護人が、家庭裁判所送致後も引き続き付添人として活動するということが保障されていない。そのうえ、2009（平成21）年5月21日から、被疑者段階の国選弁護人対象事件の範囲が拡大し、窃盗、傷害といった少年の被疑事件にも被疑者国選弁護人が選任されることとなった反面、国選付添人対象事件の範囲は、前述のとおり、依然として極めて限定的なままである。それゆえ、制度上、捜査段階で国選弁護人が選任されたにもかかわらず、家庭裁判所の審判段階では国選付添人が選任されないということが一般的に起こりうる状況となっているのである。

4 決議（案）第3項記載のとおり、日弁連は、資力のない少年に対する法的援助を保障する観点から、少年保護事件付添援助制度を設け、当会も、観護措置をとられた少年に対する当番弁護士制度を全県下に拡大して運用を定着させるとともに、家庭裁判所送致後付添人が選任されていない場合に家庭裁判所の依頼に基づきが当

会が付添人を推薦する制度を整備し、積極的な運用の結果、その利用件数は激増している。

5 しかしながら、少年に対する付添人選任権の保障は、本来、国の責務である。そのような観点から、日弁連は、少なくとも観護措置をとられた少年事件全件についての国選付添人制度を実現すべく、2009（平成21）年6月、全面的国選付添人制度実現本部を設置し、議員要請、全国各地の単位会における付添人活動の拡充を目的とするキャラバンの開催、シンポジウムの開催などさまざまな取組を行ってきた。本年1月29日には、シンポジウム「『非行少年』に、もっと弁護士を！～全面的国選付添人制度の実現をめざして～」を開催して500人超を動員し、20名を超える議員から賛同のメッセージを得られるなど、改めて、全面的国選付添人制度の実現の必要性を訴えたところである。

当会においても、全国に先駆けて、2009（平成21）年12月には、「全面的国選付添人制度実現を求める会長声明」を発表し、さらに、国に対して立法化を求めるうえで世論喚起が必要であるとの観点から、2010（平成22）年12月4日に、日弁連の前記シンポジウムのプレ企画と位置づけたシンポジウムを開催し、多くの市民に呼びかけ理解を求めた。本シンポジウム開催に先立ち、元少年や保護者へのアンケートも行ったが、その中には「付添人がいなかったら、本人の気持ちを裁判所に伝えることが出来ず納得のいかない結果になり、反省や更生の機会を得られなかったのではないか。」という回答や、国選付添人制度について「人によって経済事情は全く違いますし、そこで人生が分かれてしまうのはおかしいと思います。」「これからの社会を担っていく少年たちが国に助けられ、そのことで更生し、恩返しする意味で社会に貢献できるきっかけになるのではないのでしょうか。」など賛成する意見が多数寄せられた。本シンポジウムに参加した市民からも「子どもの立場で不平等な制度であることは改善すべきであり、また、弁護士の自己負担の事実を知り驚きました。」「子どもの更生のきっかけとなる付添人制度はとても必要だと思います。」という声が寄せられており、少年事件における付添人の役割や重要性について参加者の理解が得られたところである。

6 以上のように、日弁連は、少なくとも観護措置をとられた全ての少年事件についての国選付添人制度を実現すべく、さまざまな運動を展開し、当会もその運動の一翼を担ってきたところであるが、現在のところ、法改正に向けた具体的な動きは見られない。今後、より一層、マスコミの理解を得て、あるいは一人でも多くの市民に伝えることによって世論を喚起し、内閣、国会等関係機関に対する働きかけを強めていく必要がある。日弁連も、全国の各単位会に対し、総会決議を

挙げ、これを足がかりにして地元の国会議員に対する要請を行うなど、全国的な運動を展開することを要請している。

そこで、当会は、今後、市民、マスコミ、国会議員、関係機関等への訴え、働きかけをしてゆくうえで、まず、当会の総意として決議をなすことが必要であると考え。決議がなされたのちは、これまで以上に、内閣、国会等関係各機関に対する働きかけを強めると共に、全面的国選付添人制度の実現に備えて態勢を確保すべく、研修等を通じて付添人の質的及び量的向上を目指して一層の努力を積み重ねる必要がある。本総会に提案した「刑事弁護人等の推薦等に関する会規一部改正」（少年事件における継続的受任の努力義務）の議案は、被疑者国選弁護人であった会員は、家庭裁判所送致後、特段の事情のない限り、当然に付添人になるという会員の意識を醸成しようとするものであり、当会の対応態勢整備の一環としても位置づけている。

よって、頭書の決議案を提案する次第である。

